

守谷市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月 策定

守谷市通学路安全対策推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、守谷市では、平成24年7月に小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議してきました。

引き続き通学路の安全点検に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「守谷市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 守谷市通学路安全対策推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「守谷市通学路安全対策推進会議」を設置しました。

- (1) 守谷市学校教育課
- (2) 守谷市交通防災課
- (3) 守谷市建設課
- (4) 守谷市企画課
- (5) 各小中学校代表
- (6) 取手警察署
- (7) 竜ヶ崎工事事務所

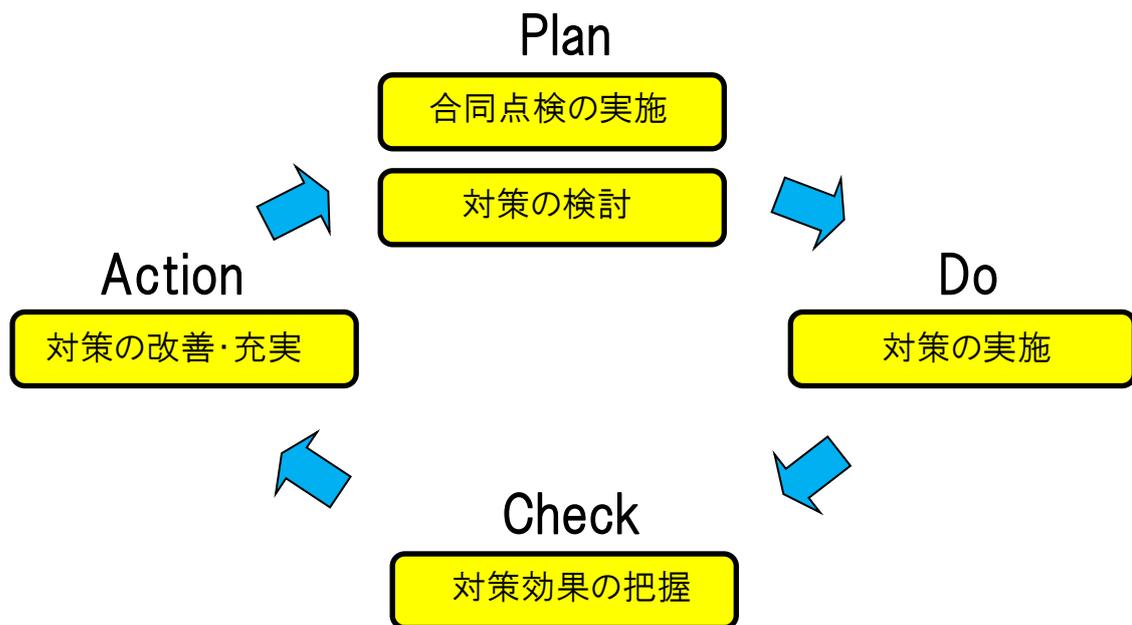
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するために、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして実施し、通学路での児童生徒の安全確保を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の対象

本プログラムでは、市立学校の関連法規で定める通学路の外、児童生徒が通学に使用する道路を対象とします。

また、私立学校についても、地域の実状等を勘案し、必要に応じて実施するものとします。

なお、私立学校については、市内の学校に限定せず、市内の道路を通学に使用する学校とします。

② 合同点検の実施時期

(Ⅰ) 各小中学校の通学路を毎年1回、合同点検を実施します。

(Ⅱ) 点検は、毎年7月又は8月に行います。

(Ⅲ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、学校から各通学区域内の危険箇所を事前にリストアップし事務局による内容選定の上、重点課題を設定し、合同点検を行います。

③ 合同点検の体制

小中学校ごとに学校，学校教育課，交通防災課，建設課，企画課，取手警察署，竜ヶ崎工事事務所等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策・改善必要箇所について，箇所ごとに歩道整備や看板設置のようなハード面の対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト面の対策など，対策・改善必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては，対策が円滑に進むよう，関係者間の連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について，実際に期待した効果が上がっているのか，また，児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため，各小中学校等を通じて，対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も，合同点検や効果把握の結果を踏まえて，対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図，箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については，関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。